

【参考資料】

令和4年第1回奥州市議会定例会
条例議案 新旧対照表

- 議案第3号 排水設備工事指定店の指定等に係る手数料の設定等に伴う関係条例の整備に関する条例
〔奥州市下水道条例（第1条関係）
奥州市汚水処理施設条例（第2条関係）
奥州市営浄化槽条例（第3条関係）
奥州市農業集落排水施設条例（第4条関係）〕
- 議案第4号 奥州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 奥州市立小中学校条例及び奥州市立学校給食センター条例の一部を改正する条例
〔奥州市立小中学校条例（第1条関係）
奥州市立学校給食センター条例（第2条関係）〕
- 議案第6号 奥州市農村公園条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 奥州市水道事業給水条例及び奥州市水道事業料金条例の一部を改正する条例
〔奥州市水道事業給水条例（第1条関係）
奥州市水道事業料金条例（第2条関係）〕
- 議案第8号 奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例

奥州市下水道条例新旧対照表（第1条関係）

| 改正後 | 現 行 | | | | | | | | | | |
|--|-----------|-----------|-----------------------------|-----|-------------------------------|-----|---------------------|------|-------|------|---|
| <p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 <u>手数料（第36条）</u></p> <p>第7章 <u>委任（第37条）</u></p> <p>第8章 <u>罰則（第38条—第40条）</u></p> <p>附則</p> <p>（排水設備等の工事の実施）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 <u>前項に規定する指定の有効期間は、工事指定店としての指定を受けた日から5年以内とする。</u></p> <p>3 <u>前項の有効期間の満了に際し、引き続き工事指定店としての指定を受けようとするときは、指定の更新を受けなければならない。</u></p> <p>4 <u>前3項に定めるもののほか、工事指定店の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p> <p>第6章 <u>手数料</u></p> <p>第36条 <u>下水道に関する事務に係る手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">金額（1件につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第13条第1項の規定による排水設備工事指定店指定手数料</td> <td style="text-align: right;">2万円</td> </tr> <tr> <td>第13条第3項の規定による排水設備工事指定店指定更新手数料</td> <td style="text-align: right;">1万円</td> </tr> <tr> <td>排水設備工事竣工図面等写しの交付手数料</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td>証明手数料</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>前項の手数料は、申請の際又は交付の際に徴収する。</u></p> <p>3 <u>既納の手数料は、還付しない。ただし、申請事項の不明、法令の定めその他の事由により申請を受理できない場合は、手数料を還付する。</u></p> <p>第7章 <u>委任</u></p> <p>第37条 略</p> <p>第8章 <u>罰則</u></p> <p>第38条 略</p> <p>第39条 <u>詐欺その他不正の行為により使用料、占用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料</u></p> | 種類 | 金額（1件につき） | 第13条第1項の規定による排水設備工事指定店指定手数料 | 2万円 | 第13条第3項の規定による排水設備工事指定店指定更新手数料 | 1万円 | 排水設備工事竣工図面等写しの交付手数料 | 300円 | 証明手数料 | 300円 | <p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 <u>雑則（第36条）</u></p> <p>第7章 <u>罰則（第37条—第39条）</u></p> <p>附則</p> <p>（排水設備等の工事の実施）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 <u>工事指定店に関し必要な事項は、市長が定める。</u></p> <p>第6章 <u>雑則</u></p> <p>（委任）</p> <p>第36条 略</p> <p>第7章 <u>罰則</u></p> <p>第37条 略</p> <p>第38条 <u>詐欺その他不正の行為により使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処する。</u></p> |
| 種類 | 金額（1件につき） | | | | | | | | | | |
| 第13条第1項の規定による排水設備工事指定店指定手数料 | 2万円 | | | | | | | | | | |
| 第13条第3項の規定による排水設備工事指定店指定更新手数料 | 1万円 | | | | | | | | | | |
| 排水設備工事竣工図面等写しの交付手数料 | 300円 | | | | | | | | | | |
| 証明手数料 | 300円 | | | | | | | | | | |

奥州市下水道条例新旧対照表（第1条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|----------------------------|---------------|
| <p>に処する。</p> <p>第40条 略</p> | <p>第39条 略</p> |

奥州市汚水処理施設条例新旧対照表（第2条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(排水設備の工事の実施)</p> <p>第6条 排水設備の新設等の工事（以下「工事」という。）は、奥州市下水道条例第13条に規定する工事指定店でなければ行ってはならない。</p> <p>2 略</p> <p>(手数料)</p> <p>第19条 汚水処理施設に関する事務に係る手数料は、奥州市下水道条例の例による。</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 略</p> <p>(過料)</p> <p>第21条 略</p> <p>第22条 詐欺その他不正の行為により使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処する。</p> | <p>(排水設備の工事の実施)</p> <p>第6条 排水設備の新設等の工事（以下「工事」という。）は、奥州市下水道条例（平成18年奥州市条例第283号）第13条に規定する工事指定店でなければ行ってはならない。</p> <p>2 略</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 略</p> <p>(過料)</p> <p>第20条 略</p> <p>第21条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処する。</p> |

奥州市営浄化槽条例新旧対照表（第3条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(排水設備の工事の実施)</p> <p>第12条 排水設備の新設等の工事（以下「工事」という。）は、奥州市下水道条例第13条に規定する工事指定店でなければ行ってはならない。</p> <p>2 略</p> <p>(排出の制限)</p> <p>第14条 使用者は、し尿を浄化槽に排出するときは、水洗便所によってこれをしなければならない。</p> <p>2 使用者は、雨水、油類、農薬、家畜の排泄物その他浄化槽の機能を妨げ、又はこれを損傷するおそれのあるものを浄化槽に排出してはならない。</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第15条 略</p> <p>(手数料)</p> <p>第27条 浄化槽に関する事務に係る手数料は、奥州市下水道条例の例による。</p> <p>(委任)</p> <p>第28条 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第11条の規定による確認を受けずに工事を実施した者</p> <p>(2) 第12条第1項の規定に違反して工事を実施した者</p> <p>(3) 第13条第1項の規定による届出を怠った者</p> <p>(4) 第14条の規定に違反した者</p> <p>(5) 第15条第1項の規定による届出を怠った者</p> <p>(6) 第20条の規定による資料の提出を求められた場合において、正当な理由がなくこれを拒否した者</p> <p>(7) 第11条の規定による申請、第13条若しくは第15条第1項の規定による届出、第19条第3号の規定による申告又は第20条の規定により提出する資料において虚偽の申告をした者</p> <p>第30条 詐欺その他不正の行為により使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5</p> | <p>(排水設備の工事の実施)</p> <p>第12条 排水設備の新設等の工事（以下「工事」という。）は、奥州市下水道条例（平成18年奥州市条例第283号）第13条に規定する工事指定店でなければ行ってはならない。</p> <p>2 略</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第14条 略</p> <p>(排出の制限)</p> <p>第15条 使用者は、し尿を浄化槽に排出するときは、水洗便所によってこれをしなければならない。</p> <p>2 使用者は、雨水、油類、農薬、家畜の排泄物その他浄化槽の機能を妨げ、又はこれを損傷するおそれのあるものを浄化槽に排出してはならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第27条 略</p> |

奥州市営浄化槽条例新旧対照表（第3条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|---|-----|
| 倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処する。 | |

奥州市農業集落排水施設条例新旧対照表（第4条関係）

| 改正後 | 現 行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------|---|------|---|---|---|--------------|-----------------|---|---|---|---|--|----|----------|------|---|---|---|--------------|-----------------|---|--------------|-----------------|---|---|---|---|
| <p>(排水設備の工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備の新設等の工事（以下「排水設備工事」という。）は、奥州市下水道条例第13条に規定する工事指定店でなければ行ってはならない。</p> <p>2 略</p> <p>(資料の提出)</p> <p>第19条 市長は、使用料（特別使用料を含む。次条及び第25条において同じ。）を算定するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>(手数料)</p> <p>第22条 農集排水施設に関する事務に係る手数料は、奥州市下水道条例の例による。</p> <p>(委任)</p> <p>第23条 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第24条 略</p> <p>第25条 詐欺その他不正の行為により使用料、<u>占用料又は手数料</u>の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処する。</p> <p>第26条 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>終末処理場の位置</th> <th>処理区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>川西地区農業集落排水施設</td> <td>奥州市江刺愛宕字樋渡68番地5</td> <td>江刺愛宕字土手外、字沼ノ上、字皂角、字駒籠、字樋渡、字北天間、字天間沖及び字別当並びに江刺稲瀬字土手外の全部並びに江刺愛宕字林及び字三日町並びに江刺稲瀬字沼尻及び字中島の一部</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 終末処理場の位置 | 処理区域 | 略 | 略 | 略 | 川西地区農業集落排水施設 | 奥州市江刺愛宕字樋渡68番地5 | 江刺愛宕字土手外、字沼ノ上、字皂角、字駒籠、字樋渡、字北天間、字天間沖及び字別当並びに江刺稲瀬字土手外の全部並びに江刺愛宕字林及び字三日町並びに江刺稲瀬字沼尻及び字中島の一部 | 略 | 略 | 略 | <p>(排水設備の工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備の新設等の工事（以下「排水設備工事」という。）は、奥州市下水道条例<u>（平成18年奥州市条例第283号）</u>第13条に規定する工事指定店でなければ行ってはならない。</p> <p>2 略</p> <p>(資料の提出)</p> <p>第19条 市長は、使用料（特別使用料を含む。次条及び第24条において同じ。）を算定するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第22条 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第23条 略</p> <p>第24条 詐欺その他不正の行為により使用料又は<u>占用料</u>の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処する。</p> <p>第25条 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>終末処理場の位置</th> <th>処理区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>川西地区農業集落排水施設</td> <td>奥州市江刺愛宕字樋渡68番地5</td> <td>江刺愛宕字土手外、字沼ノ上、字皂角、字駒籠、字樋渡、字北天間、字天間沖及び字別当並びに江刺稲瀬字土手外の全部並びに江刺愛宕字林及び字三日町並びに江刺稲瀬字沼尻及び字中島の一部</td> </tr> <tr> <td>増沢地区農業集落排水施設</td> <td>奥州市江刺岩谷堂字上堰61番地</td> <td>江刺前田町並びに江刺岩谷堂字新地野堰上、字新地野道下、字小名丸、字小名丸沢、字前田、字白欠、字中野前、字中野、字上堰、字金打、字雲南田及び字牧沢の全部並びに江刺岩谷堂字丸田、字北田、字寺沢、字目割沢及び字柳沢の一部</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 終末処理場の位置 | 処理区域 | 略 | 略 | 略 | 川西地区農業集落排水施設 | 奥州市江刺愛宕字樋渡68番地5 | 江刺愛宕字土手外、字沼ノ上、字皂角、字駒籠、字樋渡、字北天間、字天間沖及び字別当並びに江刺稲瀬字土手外の全部並びに江刺愛宕字林及び字三日町並びに江刺稲瀬字沼尻及び字中島の一部 | 増沢地区農業集落排水施設 | 奥州市江刺岩谷堂字上堰61番地 | 江刺前田町並びに江刺岩谷堂字新地野堰上、字新地野道下、字小名丸、字小名丸沢、字前田、字白欠、字中野前、字中野、字上堰、字金打、字雲南田及び字牧沢の全部並びに江刺岩谷堂字丸田、字北田、字寺沢、字目割沢及び字柳沢の一部 | 略 | 略 | 略 |
| 名称 | 終末処理場の位置 | 処理区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 川西地区農業集落排水施設 | 奥州市江刺愛宕字樋渡68番地5 | 江刺愛宕字土手外、字沼ノ上、字皂角、字駒籠、字樋渡、字北天間、字天間沖及び字別当並びに江刺稲瀬字土手外の全部並びに江刺愛宕字林及び字三日町並びに江刺稲瀬字沼尻及び字中島の一部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 終末処理場の位置 | 処理区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 川西地区農業集落排水施設 | 奥州市江刺愛宕字樋渡68番地5 | 江刺愛宕字土手外、字沼ノ上、字皂角、字駒籠、字樋渡、字北天間、字天間沖及び字別当並びに江刺稲瀬字土手外の全部並びに江刺愛宕字林及び字三日町並びに江刺稲瀬字沼尻及び字中島の一部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 増沢地区農業集落排水施設 | 奥州市江刺岩谷堂字上堰61番地 | 江刺前田町並びに江刺岩谷堂字新地野堰上、字新地野道下、字小名丸、字小名丸沢、字前田、字白欠、字中野前、字中野、字上堰、字金打、字雲南田及び字牧沢の全部並びに江刺岩谷堂字丸田、字北田、字寺沢、字目割沢及び字柳沢の一部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

奥州市国民健康保険税条例新旧対照表

| 改正後 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 1万9,800円</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.5を乗じて算定する。</p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割りをもって算定した第2条第1項の額（第23条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。</p> <p>2～8 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> | <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第4条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条において同じ。）以外の世帯 1万9,800円</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.5を乗じて算定する。</p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割りをもって算定した第2条第1項の額（第23条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。</p> <p>2～8 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> |

奥州市国民健康保険税条例新旧対照表

| 改正後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1万3,860円</p> <p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア）・（イ）略</p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>1万395円</u></p> <p>ウ～カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について9,900円</p> <p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア）～（ウ）略</p> <p>ウ～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,960円</p> | <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア <u>国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</u> 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1万3,860円</p> <p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア）・（イ）略</p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>10,395円</u></p> <p>ウ～カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア <u>国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</u> 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について9,900円</p> <p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア）～（ウ）略</p> <p>ウ～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア <u>国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</u> 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,960円</p> |

奥州市国民健康保険税条例新旧対照表

| 改正後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) 略 ウ～カ 略</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 1万6,830円 イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万4,850円 ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万1,880円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9,900円</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 6,630円 イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 5,850円 ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,680円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,900円</p> <p>（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。</p> <p>附 則 1～6 略</p> | <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) 略 ウ～カ 略</p> <p>（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。</p> <p>附 則 1～6 略</p> |

奥州市国民健康保険税条例新旧対照表

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> | <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> |
| <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> | <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> |
| <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> | <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> |
| <p>10 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> | <p>10 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> |

奥州市国民健康保険税条例新旧対照表

| 改正後 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは</p> | <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）<u>（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）</u>第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2</p> |

奥州市国民健康保険税条例新旧対照表

| 改正後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> | <p>第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> |

奥州市立小中学校条例新旧対照表（第1条関係）

| 改正後 | | 現行 | |
|-----------------------|------------------|-----------------------|--------------------|
| (小学校の設置) | | (小学校の設置) | |
| 第2条 市立の小学校を次のとおり設置する。 | | 第2条 市立の小学校を次のとおり設置する。 | |
| 名称 | 位置 | 名称 | 位置 |
| 略 | 略 | 略 | 略 |
| 奥州市立田原小学校 | 奥州市江刺田原字駒場108番地 | 奥州市立田原小学校 | 奥州市江刺田原字駒場108番地 |
| 奥州市立江刺ひがし小学校 | 奥州市江刺玉里字大松沢108番地 | 奥州市立大田代小学校 | 奥州市江刺田原字大平42番地 |
| | | 奥州市立藤里小学校 | 奥州市江刺藤里字上長沢38番地 |
| | | 奥州市立伊手小学校 | 奥州市江刺伊手字西風102番地 |
| | | 奥州市立人首小学校 | 奥州市江刺米里字荒田表85番地 1 |
| | | 奥州市立木細工小学校 | 奥州市江刺米里字向木細工228番地 |
| | | 奥州市立玉里小学校 | 奥州市江刺玉里字大松沢108番地 |
| | | 奥州市立梁川小学校 | 奥州市江刺梁川字日ノ神112番地 |
| | | 奥州市立広瀬小学校 | 奥州市江刺広瀬字柿ノ木421番地 3 |
| 略 | 略 | 略 | 略 |
| (中学校の設置) | | (中学校の設置) | |
| 第3条 市立の中学校を次のとおり設置する。 | | 第3条 市立の中学校を次のとおり設置する。 | |
| 名称 | 位置 | 名称 | 位置 |
| 略 | 略 | 略 | 略 |
| 奥州市立江刺第一中学校 | 奥州市江刺岩谷堂字小境1番地 | 奥州市立江刺第一中学校 | 奥州市江刺岩谷堂字小境1番地 |
| | | 奥州市立江刺南中学校 | 奥州市江刺藤里字外ノ沢875番地 |
| | | 奥州市立江刺東中学校 | 奥州市江刺玉里字後沢76番地 1 |
| 略 | 略 | 略 | 略 |

奥州市立学校給食センター条例新旧対照表（第2条関係）

| 改正後 | | | 現 行 | | |
|--|----------------|--|--|----------------|--|
| (名称、位置及び所管学校) 第2条 給食センターの名称、位置及び所管学校は、次のとおりとする。 | | | (名称、位置及び所管学校) 第2条 給食センターの名称、位置及び所管学校は、次のとおりとする。 | | |
| 名称 | 位置 | 所管学校 | 名称 | 位置 | 所管学校 |
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| 奥州市立江刺学校給食センター | 奥州市江刺岩谷堂字小境1番地 | 奥州市立岩谷堂小学校 奥州市立江刺愛宕小学校 奥州市立田原小学校 奥州市立江刺ひがし小学校 奥州市立稲瀬小学校 奥州市立江刺第一中学校 | 奥州市立江刺学校給食センター | 奥州市江刺岩谷堂字小境1番地 | 奥州市立岩谷堂小学校 奥州市立江刺愛宕小学校 奥州市立田原小学校 奥州市立大田代小学校 奥州市立藤里小学校 奥州市立伊手小学校 奥州市立人首小学校 奥州市立木細工小学校 奥州市立玉里小学校 奥州市立梁川小学校 奥州市立広瀬小学校 奥州市立稲瀬小学校 奥州市立江刺第一中学校 奥州市立江刺南中学校 奥州市立江刺東中学校 |
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |

奥州市農村公園条例新旧対照表

| 改正後 | 現 行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------------|----|---|---|--------|-------------------|-----------|-------------------|---|---|--|----|----|---|---|--------|-------------------|---|---|
| <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 市長（指定管理者が利用料金を収受する場合には、指定管理者。次条において同じ。）は、必要があると認めるときは、規則で定めるところ（指定管理者が利用料金を収受する場合には、第12条第2項の規定により定めた基準によるところ。次条において同じ。）により使用料（指定管理者が利用料金を収受する場合には、利用料金。次条において同じ。）を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>角塚古墳公園</td> <td>奥州市胆沢南都田字宇南田232番地</td> </tr> <tr> <td>都鳥ふれあいパーク</td> <td>奥州市胆沢南都田字上広岡535番地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 略 | 略 | 角塚古墳公園 | 奥州市胆沢南都田字宇南田232番地 | 都鳥ふれあいパーク | 奥州市胆沢南都田字上広岡535番地 | 略 | 略 | <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 市長（指定管理者が利用料金を収受する場合には、指定管理者。<u>以下</u>次条において同じ。）は、必要があると認めるときは、規則で定めるところ（指定管理者が利用料金を収受する場合には、第12条第2項の規定により定めた基準によるところ。<u>以下</u>次条において同じ。）により使用料（指定管理者が利用料金を収受する場合には、利用料金。<u>以下</u>次条において同じ。）を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>角塚古墳公園</td> <td>奥州市胆沢南都田字宇南田232番地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 略 | 略 | 角塚古墳公園 | 奥州市胆沢南都田字宇南田232番地 | 略 | 略 |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 角塚古墳公園 | 奥州市胆沢南都田字宇南田232番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都鳥ふれあいパーク | 奥州市胆沢南都田字上広岡535番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 角塚古墳公園 | 奥州市胆沢南都田字宇南田232番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

奥州市水道事業給水条例新旧対照表（第1条関係）

| 改正後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(給水装置工事の施行)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、<u>工事竣工</u>後に市長の工事完了検査を受けなければならない。<u>この場合において、当該給水装置工事に配水管から分岐して給水管を設ける工事が含まれるときは、市長の指示するところにより、中間検査を受けなければならない。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>(工事費の納付)</p> <p>第10条 市長が給水装置工事を行った場合の工事費は、当該給水装置工事の<u>竣工</u>後、市長の指定する期限までに納付しなければならない。</p> | <p>(給水装置工事の施行)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、<u>工事しゅん工</u>後に市長の工事完了検査を受けなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(工事費の納付)</p> <p>第10条 市長が給水装置工事を行った場合の工事費は、当該給水装置工事の<u>しゅん工</u>後、市長の指定する期限までに納付しなければならない。</p> |

奥州市水道事業料金条例新旧対照表（第2条関係）

| 改正後 | 現 行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|----------------------------|-----|--------------------------------|-----|-------------------------|------------------------|--------|------------------------|--------|-------|--------|----|--------|----------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------|--------|------------------------|--------|-------|--------|----|--------|-------------------------|--------------------|--------|--------------------|----------|------------------------------|--------|----------------------|------|-------|------|-------|--|--|----|-----------|-------|---------|--------|------------------|---------|--------|----------------|---------|--|-------|------|-------|--|--|
| <p>(料金の徴収方法及び納期限)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する納期限が奥州市の休日に関する条例（平成18年奥州市条例第2号）第1条第1項各号に規定する市の休日に当たるときは、当該休日の翌日を当該納期限とする。</p> <p>(手数料)</p> <p>第11条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額（1件につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第16条の2第1項の規定による工事事業者指定手数料</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>法第25条の3の2第1項の規定による工事事業者指定更新手数料</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">給水条例第6条第2項の規定による設計審査手数料</td> <td>新設（分岐口径が25ミリメートル以下のもの）</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>新設（分岐口径が30ミリメートル以上のもの）</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>改造、修繕</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>撤去</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>給水条例第6条第2項の規定による完了検査手数料（写真検査の場合）</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">給水条例第6条第2項の規定による完了検査手数料（写真検査以外の場合）</td> <td>新設（分岐口径が25ミリメートル以下のもの）</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>新設（分岐口径が30ミリメートル以上のもの）</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>改造、修繕</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>撤去</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給水条例第6条第2項の規定による中間検査手数料</td> <td>分岐口径が25ミリメートル以下のもの</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>分岐口径が30ミリメートル以上のもの</td> <td>1万2,000円</td> </tr> <tr> <td>給水条例第27条第2項ただし書の規定による確認検査手数料</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事竣工図面等の写しの交付手数料</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>証明手数料</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td>奥州市市税外収入未納金等徴収条例（平成18年奥州市条例第97号）の例による。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の手数料（督促手数料を除く。）は、申請等の際又は交付の際に徴収する。</p> <p>3 既納の手数料は、還付しない。ただし、申請事項の不明、法令の定めその他の事由により申請等を受理できない場合は、手数料を還付する。</p> | 種類 | 金額（1件につき） | 法第16条の2第1項の規定による工事事業者指定手数料 | 2万円 | 法第25条の3の2第1項の規定による工事事業者指定更新手数料 | 1万円 | 給水条例第6条第2項の規定による設計審査手数料 | 新設（分岐口径が25ミリメートル以下のもの） | 3,000円 | 新設（分岐口径が30ミリメートル以上のもの） | 5,000円 | 改造、修繕 | 3,000円 | 撤去 | 2,000円 | 給水条例第6条第2項の規定による完了検査手数料（写真検査の場合） | 2,000円 | 給水条例第6条第2項の規定による完了検査手数料（写真検査以外の場合） | 新設（分岐口径が25ミリメートル以下のもの） | 3,000円 | 新設（分岐口径が30ミリメートル以上のもの） | 5,000円 | 改造、修繕 | 3,000円 | 撤去 | 2,000円 | 給水条例第6条第2項の規定による中間検査手数料 | 分岐口径が25ミリメートル以下のもの | 6,000円 | 分岐口径が30ミリメートル以上のもの | 1万2,000円 | 給水条例第27条第2項ただし書の規定による確認検査手数料 | 4,000円 | 給水装置工事竣工図面等の写しの交付手数料 | 300円 | 証明手数料 | 300円 | 督促手数料 | 奥州市市税外収入未納金等徴収条例（平成18年奥州市条例第97号）の例による。 | <p>(料金の徴収方法及び納期限)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する納期限が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定による休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、当該休日等である日の翌休日等でない日をもって当該納期限とする。</p> <p>(手数料)</p> <p>第11条 手数料の種類、額及び徴収の時期は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額（1件につき）</th> <th>徴収の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計審査手数料</td> <td>3,000円</td> <td rowspan="2">申込者から申込みの際に徴収する。</td> </tr> <tr> <td>工事検査手数料</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事事業者指定手数料</td> <td>20,000円</td> <td rowspan="2">奥州市市税外収入未納金等徴収条例（平成18年奥州市条例第97号）の例による。</td> </tr> <tr> <td>証明手数料</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 種類 | 金額（1件につき） | 徴収の時期 | 設計審査手数料 | 3,000円 | 申込者から申込みの際に徴収する。 | 工事検査手数料 | 3,000円 | 給水装置工事事業者指定手数料 | 20,000円 | 奥州市市税外収入未納金等徴収条例（平成18年奥州市条例第97号）の例による。 | 証明手数料 | 300円 | 督促手数料 | | |
| 種類 | 金額（1件につき） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法第16条の2第1項の規定による工事事業者指定手数料 | 2万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法第25条の3の2第1項の規定による工事事業者指定更新手数料 | 1万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給水条例第6条第2項の規定による設計審査手数料 | 新設（分岐口径が25ミリメートル以下のもの） | 3,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 新設（分岐口径が30ミリメートル以上のもの） | 5,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 改造、修繕 | 3,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 撤去 | 2,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給水条例第6条第2項の規定による完了検査手数料（写真検査の場合） | 2,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給水条例第6条第2項の規定による完了検査手数料（写真検査以外の場合） | 新設（分岐口径が25ミリメートル以下のもの） | 3,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 新設（分岐口径が30ミリメートル以上のもの） | 5,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 改造、修繕 | 3,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 撤去 | 2,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給水条例第6条第2項の規定による中間検査手数料 | 分岐口径が25ミリメートル以下のもの | 6,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 分岐口径が30ミリメートル以上のもの | 1万2,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給水条例第27条第2項ただし書の規定による確認検査手数料 | 4,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給水装置工事竣工図面等の写しの交付手数料 | 300円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 証明手数料 | 300円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 督促手数料 | 奥州市市税外収入未納金等徴収条例（平成18年奥州市条例第97号）の例による。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種類 | 金額（1件につき） | 徴収の時期 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設計審査手数料 | 3,000円 | 申込者から申込みの際に徴収する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事検査手数料 | 3,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給水装置工事事業者指定手数料 | 20,000円 | 奥州市市税外収入未納金等徴収条例（平成18年奥州市条例第97号）の例による。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 証明手数料 | 300円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 督促手数料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例新旧対照表

| 改正後 | 現 行 |
|--|--|
| (基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>81億9,259万2,701円</u> とする。 | (基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>82億1,934万4,763円</u> とする。 |